

## 公益財団法人下関市文化振興財団〔友の会〕規約

### (名称)

第1条 この会の名称は「公益財団法人下関市文化振興財団 友の会」（以下「友の会」という。）とします。

### (目的)

第2条 この友の会は、公益財団法人下関市文化振興財団（以下「財団」という。）の目的及び事業に賛助し積極的な参加を通じて、地域文化の向上に寄与することを目的とします。

### (会員)

第3条 会員とは、本規約を承認のうえ、財団に友の会入会の申し込みを行い、財団が入会を認めた者をいいます。

2 会員の種類は、個人会員、グループ会員、法人会員の3種類です。

3 会員期間は、入会日から、その翌年の同月末までとします。

### (会費)

第4条 会費は、個人会員が年額2,000円、グループ会員が年額3,000円、法人会員が年額10,000円とし、会員は毎年所定の時期に、財団の定めた方法により、会費を納入するものとします。

### (会員証の発行)

第5条 会員には、会員証を発行します。

2 会員証の所有権は、財団に属します。

3 会員証は、他人に譲渡若しくは貸与することはできないものとします。

### (特典)

第6条 会員は、財団が別に定める特典を、所定の方法により利用することができるものとします。

2 チケット先行購入については、先行購入期間が会員期間に該当する場合、利用することができるものとします。

### (会員証の紛失、盗難)

第7条 会員は、会員証を紛失した場合、または盗難にあった場合は、直ちに財団に連絡するものとします。この場合において、財団は届け出た会員に対し、会員証を再発行するものとします。

2 紛失、盗難またはその他の事由により会員証が他人に利用され、会員が損害を受けた場合においても、財団はその責めを負わないものとします。

### (届出事項の変更等)

第8条 会員は氏名、住所等入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、その内容をすみやかに財団に届け出るものとします。

2 前項の届出を怠ったために財団からの送付書類等が不到着等になっても、異議を申し述べることはできないものとします。

### (退会等)

第9条 会員が虚偽の申告、会員証の転貸、その他規約に違反した場合、あるいは、他の会員に迷惑をかけるなどして、会員としてふさわしくない行為を行なった場合、財団は、会員の資格を取り消すことができるものとします。

2 退会又は資格の喪失が会員期間の途中であっても、会費は返還しないものとします。

### (個人情報)

第10条 お預かりした個人情報は、友の会の運営業務以外には使用いたしません。

### (その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、友の会の運営に必要な事項は、財団が別に定めるものとします。

附 則 この規約は、令和6年4月1日から適用するものとします。